

## **5 授業料の減免制度について**

### **1) 授業料の減免対象者**

学費負担者（授業料を負担すべき学生本人及び主たる生計の維持者又は保証人）が次の各号の1つに該当し、かつ、学生本人の学業成績等が優秀と認められる者。ただし、留年者、学士入学者及び正当な理由がなく、独立行政法人日本学生支援機構奨学金又は千葉県保健師等修学資金貸付金その他本学が募集又は推薦の事務を取り扱う奨学制度に対し受給申請等をしない者については、減免の対象としない。

- (1) 申請期限日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、授業料の納入が経済的に困難と認められる者。
- (2) 生活保護法による生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯である者。
- (3) 申請期限日前1年以内において、学費負担者が死亡したことにより、授業料の納入が経済的に困難と認められる者。
- (4) 母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、その他授業料の納入が著しく困難と認められる者。

### **2) その他の内容**

「千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程」（P185～195）を参照してください。

### **3) 応募の方法**

希望者は必ず、掲示を確認し、指定された期日までに申請してください。（前期授業料分は2月頃、後期分は7月頃掲示予定）